



【2008.01.15】 <TOIPCS>  
■ 日雇い派遣制度見直し  
—2008年度中、規制を強化(厚生労働省)—

◇ 大手日雇い派遣の企業が、偽装請負の状態、都内の港湾地区に派遣した男性を労働者派遣法で禁止されている港湾での荷物の積み下ろし作業に従事させていたことが判明しました。同社が労働者派遣法で禁止されている港湾業への派遣などの行為を繰り返していたとして、厚生労働省は、労働者派遣法に基づく事業停止命令を出しました。

◇ 労働者派遣法では、派遣事業ができない業務として、今回摘発のあった①港湾運送の業務、②建設業務、③警備業務、④医療関係の業務(ただし、社会福祉施設等における業務は派遣可能)、以上の4業務について主に派遣を禁止しています。これらの業務は、危険で中間搾取が行われやすい業務であること、また医療関係などは専門性の高い業務であるため、派遣業務として適当でないということから、禁止されています。さらにその他に派遣できない業務として、人事労務管理等で、派遣先において、団体交渉を行うなど、使用者側の直接当事者として行う業務や、弁護士、社会保険労務士などの有資格者が行う業務、建築士事務所の管理建築士の業務などを派遣禁止業務として定めています。

◇ 厚生労働省は、労働者保護が不十分との指摘が出ている日雇い派遣制度を2008年度中にも見直し、規制を強化する方針を固めました。派遣先企業が支払う料金を公開させることにより、派遣会社が極端に多額の手数料を取ることを防止し、業務内容など労働条件の事前明示を徹底することが柱です。

◇ これまで経済界からも強い要望があった、派遣労働の規制緩和については当面見送られることとなりました。政府も当初は派遣労働の規制緩和に前向きでしたが、働いても生活保護の水準以下の収入しか得られない「ワーキングプア」の問題などが表面化し、不安定な派遣労働者には規制強化が必要との労働者側の意見が勢いを増してきたためです。